

「チーム学校」構想をめぐるスクールソーシャルワークの 役割と課題

高橋 味央

Roles and tasks of school social workers in the concept
of “Team of School”

Mio Takahashi

神戸医療福祉大学紀要 第19巻 第1号

(平成30年12月)

<原著>

「チーム学校」構想をめぐるスクールソーシャルワークの役割と課題

高橋 味央

Roles and tasks of school social workers in the concept
of “Team of School”

Mio Takahashi

Nowadays, the complication and diversification of problems of children's students, the overwhelming role the school teacher's and busy screaming. Therefore, conversion of a school education paradigm is required. The Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology made professional staff as well as a teacher take part in school, and proposed aiming at “School as a Team” organized by the numerous job categories. The report by the conference of the Central Council of Education “was the way of the school as the team”, and, for a problem of the welfare of the child student, it was shown a school social worker cooperated with the staff of a school and collaborated, and to plan solution. 3 reports which concern the “Team of School” plan are put in order and it's gathered about the role of the school social worker, a problem of Multi-occupation collaboration and future's view based on the preceding research literature by writing

Key words : Team of School, School Social Work, Multi-occupation collaboration
チーム学校、スクールソーシャルワーク、多職種協働

1. 問題の所在

本稿では、「チーム学校」構想における3つの答申、ならびにスクールソーシャルワーク（以後SSWと記す）に関する先行研究の概観を通して、構想の具現化に向けたSSWの役割の探索と課題の検討を試みる。

昨今、社会状況の変化に伴い、児童生徒やその家庭を取り巻く問題は複雑多岐を極めてい。文部科学省による「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」¹⁾では、不登校の生徒数、暴力行為の発生件数、いじめの認知件数の推移が、いず

れも過去3年間で増加傾向にあったことが報告された。また、厚生労働省の調査²⁾によると、平成28年度の児童相談所への児童虐待相談件数は122,575件と過去最多に、平成27年度の子どもの貧困率は13.9%³⁾と、OECD諸国の中では高い値に滞留していることが明らかになった。

学校教育においては、それらの問題を抱える児童生徒とその保護者への対処に加えて、昨今のグローバル化や情報化の加速に対応すべく、教育内容の転換や資質向上が求められている。

このような社会状況の変容は、学校・教師

に求める役割の拡大と過重を招くとともに、従来の学校教育パラダイムの限界を顕在化させたとも言える。OECD 国際教員指導環境調査 TALIS⁴⁾ によれば、教師の一週間あたりの職務時間数は、平均を20時間上回る、参加国最多の58時間であった。また、文科省による教員勤務実態調査⁵⁾ では、前回の調査(2006)の結果に比べて、管理職・教諭・講師・養護教諭いずれの職種においても勤務時間数が増加していることが明らかになった。生徒指導上の問題の増加に加えて、学習指導要領の改訂による授業時間数の増加、授業外の一般的な事務や課外活動の指導に費やす時間の増大が、教師の多忙化を生起させている。

以上のような状況を背景とし、学校マネジメントの転換が急務となったことで誕生したのが、「チーム学校」構想である。平成25年5月、教育再生実行本部「第2次提言」にて「学校のチーム力を高め、教師が児童生徒の教育に専念できる体制の実現」と明記されたことを発端とし、平成27年12月、中央教育審議会より「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」答申⁶⁾ (以後、「チーム学校」答申) が公表された。また、文部科学省は、教職員や専門能力スタッフ等の多職種で組織される「チームとしての学校」を目指すことを提言した。「チーム学校」が目指す「チームとしての学校」像は、「校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し、子供たちに必要な資質・能力を確実に見につけさせることができる学校」である。

「チーム学校」答申の特筆すべきところは、異なる専門性をもつ職種が、「チーム」を組み、連携・協働を図ることが明言された点にある。中でも、本稿にて殊に注目したい点は、スケー

ルソーシャルワーカー (以後 SSWr) が「専門スタッフ」として位置づけられたことである。肯定的に捉えれば、SSWr は、従来の「外部の専門家」から「チームメンバー」として学校の教育活動や学校運営に参画する立場となり、学校現場で社会福祉の専門性をより発揮できるようになることが予想される⁷⁾。

しかしながら、教師と SSWr のチーム形成を教育と福祉の協働という観点から捉えると、その専門性や視点・価値の相違など、それにまつわる課題と困難さに関して、従来から多くの研究により指摘されてきたところである⁸⁾⁹⁾。そのことを鑑みると、「チーム学校」構想の実現には未だ課題が山積していることが推察され、具現化に向けた研究の蓄積や議論が必至であると言える。

そこで、本稿では「チーム学校」構想における SSW の役割と課題を明らかにすることを目的に、答申に基づく「チーム学校」構想の概観(第2節)、SSW の概要の整理(第3節)、「チーム学校」構想における SSW の役割(第4節)、「チーム学校」構想における SSW の課題と展望(第5節)の検討を行うこととする。

2. 「チーム学校」構想の概観

1) 「チーム学校」構想形成の経緯

「チーム学校」構想は、平成26(2014)年7月、中央教育審議会が文部科学大臣より「これからの学校教育を担う教職員やチームとしての学校の在り方について」諮問を受けたことに端を発する。同年9月には「チームとしての学校・教職員の在り方に関する作業部会」が初等中等教育分科会に設置され、教育委員会や大学および有識者へのヒアリングを重ね、翌年7月に「中間まとめ」、最終的には平成27(2015)年12月21日に「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」(答

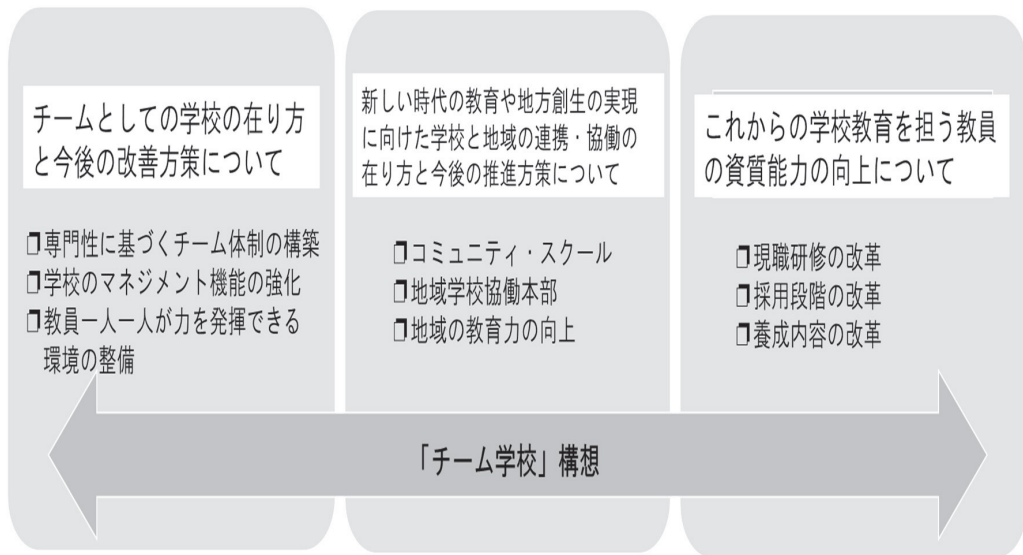


図1 「チーム学校」構想の全体像（筆者が作成）

申)として公表された。同時に初等中等教育分科会と生涯学習分科会による「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」(答申)、教員養成部会による「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員養成コミュニティの構築に向けて～」(答申)が発表され、これら3つの答申により「チーム学校」が形成された¹⁰⁾。本稿ではこれを「チーム学校」構想と定義し、図1にまとめた。

2) 3つの答申について

① 「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」答申

本答申は、新しい時代に求められる資質・能力を育む教育課程を実現するため、また、子どもたちを取り巻く複雑化・多様化した問題を解決するため、さらに多忙である教師が子どもたちと向き合う時間を確保するために、「学校のマネジメントを強化し、組織として教育活動に取り組む体制」の構築と、「必要な指導体制」の整備を目的として具体的な

方策が提言された。さらに、学校・教師が「心理や福祉等の専門家や専門機関と連携・分担する体制を整備し、学校の機能を強化していく」ことの重要性が示された。つまり、従来から学校を軸に活動していたスクールカウンセラーやSSWRが、「専門スタッフ」として学校の組織内に参画することが提言され、法的整備が検討された。教師のみでは解決が難しい課題に対して他の専門家の協力を仰ぎ、教師はさらに教育活動に専念することが可能となる、そのための体制整備を行うことが明示されたのである。

さらに本答申では、「チームとしての学校」を実現させるために必要な3つの視点を挙げている。1つ目は、専門性に基づくチーム体制の構築である。ここでは、教師が教育に関する専門性を持ちながら、独自の得意分野を生かし、様々な教育活動や指導体制を「チーム」で担うこと、心理や福祉等の専門スタッフを学校の教育活動の中に位置づけ、教師と連携・分担を図る体制の整備と専門性や経験を発揮できる環境の充実が求められた。2つ目は、学校のマネジメント機能の強化である。

管理職の処遇の改善と優れた人材の確保のための取組みを国と教育委員会が一体となり推進すること、校長がリーダーシップを発揮できるような体制を整備することを明示した。また、主幹教諭制度の充実や事務体制の強化など、学校内の分掌や委員会等の活動を調整し、学校の教育目標の下に学校全体を動かしていく機能の強化を進めることが謳われた。3つ目は、教職員一人一人が力を発揮できる環境の整備である。教育委員会や校長等が学校の組織文化の見直し、教職員のメンタルヘルス対策、人材育成、業務改善の取組みを推進すること、教育委員会による学校への支援を充実させることが明示された。本答申では、以上の3点の視点に立脚し、学校のマネジメントモデルの転換を図ることの必要性が強調されている。

②「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」答申¹¹⁾

子どもたちの教育環境を取り巻く問題や社会状況の変化、教育改革や地方創生の動向を鑑み、学校と地域が連携・協働していくための推進方策を提言したものが本答申である。本答申の理念は、「未来を創り出す子供たちの成長のために、学校のみならず、地域住民や保護者等も含め、国民一人一人が教育の当事者となり、社会総掛かりでの教育の実現を図るということであり、そのことを通じ、新たな地域社会を創り出し、生涯学習社会の実現を果たしていくこと」であり、「地域とともにある学校」「子供も大人も学び合い育ち合う教育体制」「学校を核とした地域づくり」を実現するための方策が提唱された。本答申の主な内容は、コミュニティ・スクールの総合的な推進、地域の教育力の向上と学校との協働体制の在り方についてである。コミュニティ・スクールとは、平成16（2004）年に地

方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、学校運営協議会制度が導入されたことに始まる。同法律第47条の6に定められた、学校運営協議会の設置された学校のことを指し、学校運営協議会の委員には、学校が所在する地域の住民や在籍する生徒と保護者のほか、地域学校協働活動推進委員などが選定されている¹²⁾。「コミュニティ・スクールの推進等に関する調査研究協力者会議」報告書¹³⁾によると、コミュニティ・スクールの設置数は、平成26（2014）年4月現在、全国1,919校であり、各学校・地域の事情を踏まえた取り組みも展開されるようになってきた。しかしながら、コミュニティづくりや学校支援活動の活性化に関する有効性が認められている一方で、財政負担や教師の勤務負担、学校運営協議会の委員の人材確保における課題が指摘されている。本答申では、(1) 類似する仕組みをコミュニティ・スクールへと移行する裾野の拡大、(2) 教員研修や地域連携担当教員の明確化、そのための体制整備を通して地域の人々と一体となって取り組みを進められるような学校組織のマネジメント力を強化すること、(3) 学校運営協議会委員に求められる資質能力の明確化、育成システムの整備を促進し、委員の人材確保と資質の向上を図ること、(4) コーディネーターの育成や機能強化や地域とともにある学校づくりに関する研修やフォーラムの実施を通して地域住民や保護者等の多様な人々の参画を促進すること、(5) 財政的措置、人的配置等の措置など体制面・財政面における支援を充実させること、(6) コミュニティ・スクールの付加価値や成果、運営上の工夫等について広く知らしめることで幅広い普及と啓発の推進を行うことといった方策を打ち出している。

その他には、地域と学校がパートナーとして連携・協働し、地域全体で子どもたちの成

長を支えていく取り組みを「地域学校協働活動」と称して積極的に推進すること、従来の地域支援地域本部を基盤とし、総合化・ネットワーク化を目指す新体制として、コーディネーター機能、多様な活動、持続的な活動の3要素を持った地域学校協働本部へと発展させることなどが盛り込まれた。

③「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～」答申¹⁴⁾

本答申は、社会環境や学校を取り巻く環境の変化により学校教育課題が多様化したことを背景として、教育課程・授業方法の改革や英語・道徳・ICT・特別支援教育等の新たな課題に対応すべく、教師の資質能力の向上のための方向性を示した。主に研修、採用、養成における具体的方策が明記されている。現職研修の改革では、校内研やメンター方式の研修などの継続的な研修の推進、若手教員の育成に向けた初任研改革、ミドルリーダー育成に向けた十年研改革、マネジメント力の強化のための管理職研修改革の方策が示された。採用については、新規採用の教員の円滑な入職のための教師養成塾や校務体験等の取り組み、教員採用試験における共通問題の作成・内容分析・ニーズ把握等に着手することが提言された。養成については、新たな教育課題等に対応した教員養成へ転換すること、学校インターンシップの導入、教職課程に係る質保証と向上の仕組みづくり、科目区分の修正などが示された。

3) 「チーム学校」構想のねらい

以上の答申から想定される「チーム学校」構想のねらいとポイントは、次の3点にまとめられる。第1には学校教師のみでは解決できない、複雑化した児童生徒とその家庭の間

題について、心理学や福祉学の専門性を持つ援助者の力を借りて対処しようとする試み、第2には教員の職務内容と負担を軽減し、教育に専念する時間を増やし、資質向上を目指すこと、第3には教員と多職種、学校と地域や多機関が今以上に連携協働することにより、学校マネジメントの転換と強化を図ることである。では、そのような「チーム学校」構想において、「専門スタッフ」として位置づけられたSSWはどのような役割を担うのか、また本構想を具現化するためにはどのような課題があるのかについて次節以降で論じることとする。

3. SSWの概要

「チーム学校」(答申)では、学校に教職員以外の専門スタッフの参画が求められ、SSWrは「福祉に関する専門スタッフ」として位置づけられたことは先述のとおりである。本節では、まずはSSWrが持つ価値や理念、技術等の専門性、配置事業の経緯など、SSWの基礎的情報を整理したい。

1) SSW配置事業の経緯

日本におけるSSWの前身は、昭和61(1986)年に埼玉県所沢市で開始された、山下英三郎氏のモデルプロジェクトに見ることができる。当時は校内暴力やいじめ、不登校といった問題が注目を集めるようになった時代にあり、山下氏はこのニーズに対応すべく、教育委員会の訪問相談活動や居場所事業等の実践と普及、執筆や講演等の広報を展開し、それらはソーシャルワーカーの視点や理念の広がりに貢献した¹⁵⁾。平成9(1997)年には、兵庫県赤穂市が関西福祉大学開学を契機に地域に根ざした福祉活動の一つとしてSSW活動を開始、その二年後には赤穂市教育委員会と関

西福祉大学の共同研究事業として推進されるようになった。都道府県レベルでは、平成13(2001)年に香川県が「健康相談活動支援体制整備事業」として初めてSSWを導入し、専門機関と学校との連携を図り「チーム支援」を構築することを目的として支援が展開された¹⁶⁾。

同じく平成13(2001)年には、大阪府教育委員会がSSW_r配置につながる事業を開始した。当時は、愛知県の主婦殺害事件、九州の西鉄バスジャック事件などのいわゆる「17歳問題」が社会的に注目の的となったこと、その他にも教育現場での子どもたちの突発的な問題行動の増加が報告されるようになったこともあり、そうした状況への対策として大阪府教育委員会が児童生徒の問題行動の分析と学校支援策の検討を始めたことがSSW配置事業の契機となった¹⁷⁾。事業開始の翌年には、「子どもサポートチーム」を立ち上げ、弁護士や臨床心理士、退職校長などの人材を学校に派遣し取り組みの支援を始め、一定の効果を上げたことが報告されている。子どもが持つ様々な状況に対応するためには、その背景の理解と合理的な対応プランの検討、そのためのチーム支援体制を構築することが必要であるという方針のもと、社会福祉に関する専門的知識を有するSSW_rを配置するようになったのは、SSW事業において重要な転換となったと言える。

これらのモデル事業の成果により、平成20(2008)年には、文部科学省が福祉的支援の一環としてSSWを導入するに至った。

2) SSWの定義と職務内容

ソーシャルワークの代表的な定義は、「人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入すること」(国際ソーシャルワ

ク連盟 IFSW) であり、ソーシャルワーカーとは、生活の視点で社会福祉の資源やサービスを活用しながら、さまざまな環境との関係性の改善をもたらそうと取り組む専門職とされている。ソーシャルワークの専門性は、①「人間尊重の理念」という価値、②福祉制度やサービスなどの知識、③ミクロ・メゾ・マクロ領域それぞれの方法論を持つ社会福祉援助技術であり、SSWとは、学校という場を実践基盤に、児童生徒が学校生活を円滑に送れるよう、また、教師や学校組織が充実した教育活動を展開できるよう、児童生徒や家庭、学校、地域社会の相互作用に着目して福祉的アプローチを行う専門職である¹⁷⁾。文部科学省が提示しているSSWの職務内容は、以下の5つである。

- ①問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け
- ②関係機関等とのネットワークの構築・連携・調整
- ③学校内におけるチーム体制の構築・支援
- ④保護者・教職員等に対する支援・相談・情報提供
- ⑤教職員等への研修活動

また、文部科学省はSSWが従来の施策と異なる点について、児童生徒との関係性ならびに問題の捉え方を挙げている¹⁸⁾。前者については、SSWは「人間尊重の理念」に基づき、問題解決を自身が代行するのではなく、子どもや保護者、学校教職員との協働により図られる、児童生徒の可能性を引き出し、自らの力によって解決できるような条件作りに参加するというスタンスをとるとした。後者については、問題を個人の病理としてではなく、「環境との不適合状態」と捉え、「個人と環境の双方に働きかける」点に、従来の施策や専門職との差異化を図っている。注目したいのは、「環境に働きかけるプロセスにおい

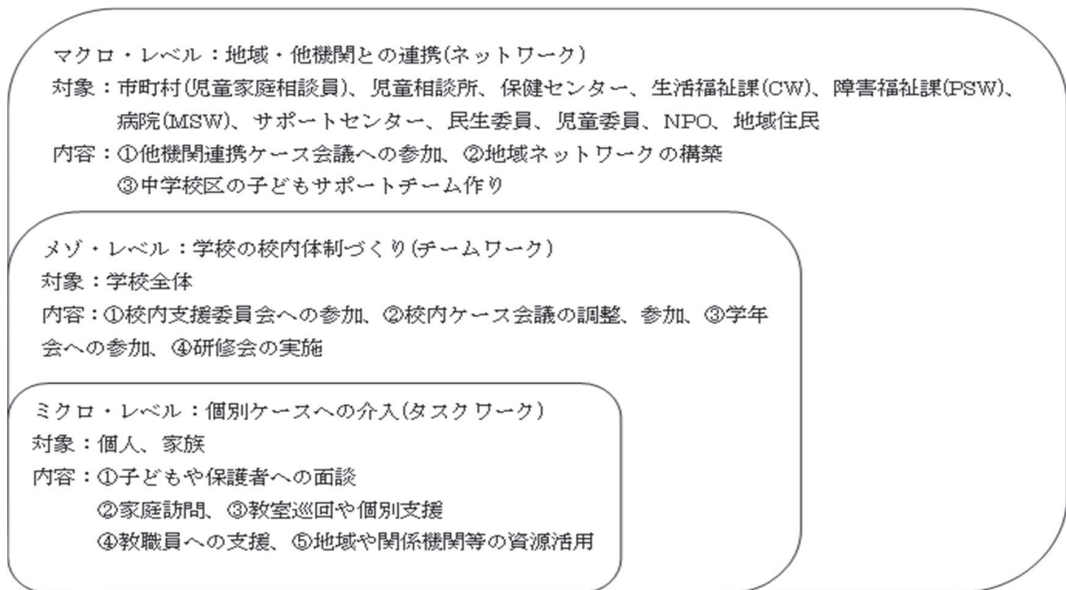


図2 SSWの重層的な支援(山野(2006)を参考に筆者が作成)

ては、連携、仲介、調整などの機能が不可欠であり、それらの機能を発揮することがソーシャルワーカーの特性であり、役割でもある」と明記されていることであり、「チーム学校」構想が誕生し、連携と協働の必要性が強調される以前から、SSWの専門性として求められていたことが推察される。

4. 「チーム学校」構想におけるSSWの役割

1) SSWに関する法的整備と位置づけ

SSW事業の開始から今年で10年目を迎えるが、成果と認知度の高まりが認められるにも関わらず、学校教育の中でのSSWの職務上の位置づけは明確にされてこなかった。しかしながら、「チーム学校」構想の誕生により、その曖昧な位置づけに変化が生まれようとしている。

文部科学省は「チーム学校」構想に関連する、先述した3つの答申を受け、平成28(2016)年1月、その具現化に向けた「『次世代の学校・

地域』創生プラン～学校と地域の一体改革による地域創生～」を公表した¹⁹⁾。

平成29(2017)年3月14日、学校教育法施行規則が一部改正され、同年4月1日から施行された。第4章第4節中第65条には、「SSWrは、小学校における児童の福祉に関する支援に従事する」と明記され、SSWの名称と職務等が法的に明示された¹⁹⁾。

2) SSWの専門性—理論と援助方法—

①重層的な支援

山野は、SSWにはミクロ・メゾ・マクロレベルの視点が必要であり、3つのレベルにおける重層的なマネジメントが求められることを提言する(図2)。ミクロ・レベルの支援とは、個人や家族、グループを対象とし、面談や家庭訪問を通して、個別ケースに介入するケースワークの援助方法である。メゾ・レベルの支援とは、学校全体を対象とした校内支援体制づくりを主な目的とし、校内支援委員会や校内ケース会議への参加、研修の実施を通して、チームワークの形成を行う援助方

法である。SSWのマクロ・レベルの支援とは、地域や他機関、他専門職を対象として、連携協働を通してネットワークの形成を行う援助方法である。SSWは以上3つのレベルでの支援展開を相互的に行い、それぞれのレベルで得られた資源を他レベルの援助に活用することが求められる²⁰⁾。

② SSWが用いる援助技術と理論

学校が「チーム」となり、子どもの課題解決のために協働する際、SSWが果たす役割は、ソーシャルワークの援助過程とその技術を学校に持ち込むことである。つまり多様なニーズを持つ人々に対して、そのニーズを充たすために多様なサービスを包括的に提供していく手続きであるケースマネジメントを学校で行う、「学校マネジメント」の役割を担う²¹⁾。

詳細な過程は、アウトリーチ、アセスメント、プランニング、実行、モニタリングである。また、SSWはシステム論的、生態学的、エンパワメント、ストレングス、アドボカシー、ナラティブなど複数の実践的視点²¹⁾、ソーシャルワークとその近接する分野の諸理論である、問題解決理論、仲介理論、相互作用理論、愛着理論、発達理論などの諸理論を網羅的に活用することで、問題の解決のみならず、教師の理解や認知、視点の肯定的な変容を生み出し、延いては教師をエンパワーすることが望まれる²²⁾。

③協働のための場とツールの活用

SSWが教師やその他の専門職と協働するためには、自身の対人関係能力、子ども個人や家族機能に変容を及ぼす能力、面接やカウンセリングの技法、地域資源の創出に関する技術が求められ、これらは、学校内の教員組織と学校外の個人・組織とを橋渡しする技量

でもある²³⁾。SSWは自身が持つソーシャルワークの専門性を効果的に発揮するため、場やツール作りを行う。西野は、校内協働に必要な校内支援体制の条件として、支援の必要な子どものことのみを集約的に話し合う「校内支援委員会」、支援の必要な子どもを個別に話し合う「校内ケース会議」を挙げている。校内支援委員会では、支援の必要な子どもの情報集約とスクリーニングを行い、校内ケース会議では校内の複数の教職員で情報共有とアセスメントおよびプランニングを行う²⁴⁾。つまり、前項で述べたSSWの専門的援助技術を使い、校内で協働するための場づくりが求められる。

また、アセスメントシートやスクリーニングシートを用いて、SSWの援助過程や視点を視覚化するようなツールの作成と活用も行っている。以上のようにSSWがそれらの援助技術と理論を学校の場に持ち込むことで、「学校の福祉的機能」を高めることが期待される²⁵⁾。

5. 「チーム学校」構想の実現化における課題

前節では、答申のねらいとSSWの持つ専門性を照合することで見てきた「チーム学校」構想をめぐるSSWの役割について整理した。本節では、制度、人材、組織文化の三つに着眼し、SSWがその役割を発揮することの阻害要因となり得るような課題を提示する。

1) 制度的課題

「チーム学校」構想では、教師と専門スタッフの連携・協働が大きく謳われたにもかかわらず、縦割りの印象を受けること²⁶⁾、教師の業務の補完的な意味合いが強いこと、「教育

をつかさどる」とされている教師と「福祉に従事する」といったSSWとでは法令上の解釈として立場に違いが見られるといった課題が指摘されている¹⁹⁾。つまり、先述した平成29(2017)年3月の改正により、学校施行規則(第65条の3)に今まで曖昧であったSSWの職名及び職務等が明示されたことは進歩であるが、連携・協働を対等な立場で協力し合うことと解釈すれば、その体制を構築するには未だ法的課題が払拭されていないことが窺われる。

また、文部科学省が提示するSSWの5つの職務内容は、どれも不明確な部分が多く、従来、生活指導担当の教師が担ってきた分野との重複により、役割分担の混乱を招きかねないということも懸念されている²⁷⁾。さらに、教師の負担軽減を目的の一つに掲げているにも関わらず、SSWの勤務日数が多い学校の方が、教師の勤務時間が長くなっているという調査結果も報告されている²⁸⁾。無論、この結果は、SSWが教師の仕事量を増大させているわけではなく、生徒指導や学習支援に長時間費やす必要のあるような課題の多い学校にSSWが重点的に配置されていることが影響している。この調査結果が顕示するのは、専門職が配置されることで教師の勤務時間や負担が軽減されるという前提であった「チーム学校」構想のねらいが機能しないほど、教師の仕事量が拡大しているという実態であり、制度や構想の限界を露呈しているのである。

2) 人的課題

文部科学省の「平成28年度スクールソーシャルワーカー活用事業実践活動事例集」では、SSWを活用している都道府県教育委員会の多くが、SSW活用事業の今後の課題として、「勤務条件の改善」「配置の拡充」「人

材確保」「資質向上」等、人材・養成的課題を挙げていることが散見される。「チーム学校」構想により、学校のチームの一員として位置付けられたとはいえ、実際は非常勤形態である都道府県・市町村が大多数を占め、SSWrは他府県・他市との掛け持ちを余儀なくされている場合が多い。そのため、学校の一員としての存在となることが困難であったり、緊急事態に対応できないという問題が起きたりしている現状がある。先述の「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」(答申)では、将来的にSSWrを正規職員とするといった展望が明示されたが、先送りされた課題であることは明白である。

さらに、日本社会福祉士養成校協会「スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程認定事業」による「社団法人日本社会福祉士養成校協会認定スクール(学校)ソーシャルワーカー教育課程修了者」として修了証が交付され、登録されるというシステムがあるが、SSW養成校の少なさや資格の不明確さなど、普及と促進には多くの課題が残されている。

3) 組織文化的課題

学校には、義務教育制度や統制された学習内容と指導体系等を表す制度文化、特定の専門職集団がもつ価値観や思考、行動様式などを指す教師文化により成り立つ、学校文化が根強く存在する²³⁾。西野は校内協働の課題について、①学校の構造的な変化による「同僚性」の崩壊、②「担任の抱え込みの学校文化」、③管理職の影響力の大きさ、④校務分掌の問題を挙げている²⁴⁾。つまり、学校組織は、教師同士の協力関係が希薄化し、担任の限定的な視点と裁量に支援が委ねられる傾向にあり、さらには管理職によって支援の内容や成果が大きく左右され、場合によってはトップダウン的な支援に成り得るといった危険性を

孕んでいるのである。

さらに教師という職業は、元来、職域と責任が無制限に拡大する「無限定性」を有しており、それは随常的な多忙と疲労・ストレスを招くだけでなく、専門性の空洞化を導くことが示唆されている²⁹⁾。先述のとおり、「チーム学校」構想では「学校マネジメントの転換」の必要性が強調されているが、支援の阻害要因ともなり得る、根強い学校文化の否定的側面を開閉する案は打ち出されていない。

学校でのフィールドワークを通して、学校で働く新たな専門職の役割について研究を行った保田は、支援コーディネーターを始めとする教師たちには、スクールカウンセラーやSSWrと連携協働するために、生徒指導上の問題を抱える児童の問題や支援方法の選定をする、「ゲートキーパー」としての新たな役割が求められていることを指摘する³⁰⁾。以上により、SSWが学校のスタッフとして根付き、その専門性を発揮し、学校現場の福祉的機能を向上させるためには、強固な学校・教師文化の緩和、教師の役割変化を視野に入れた取組みが求められる。

6. まとめ

本稿では、答申の整理とSSWの先行研究のレビューを通して、「チーム学校」構想をめぐるSSWの多面的な役割と課題を明らかにした。本構想におけるSSWの役割は、次の三点にまとめられる。第一はソーシャルワークや近接領域の理論と技術を学校教育の場に持ち込むことにより、教員に新たな視点と手立てを提供すること、第二は重層的な支援を展開することにより効果的な学校ケースマネジメントを行うこと、第三はケース会議や支援ツールを活用し、校内～他機関まで広くネットワークを構築し、専門職協働の土台

づくりとコーディネートを行うことである。

以上の役割は、複雑化した児童生徒の問題解決、教師の職務内容と負担の軽減、教師と多職種の連携協働による学校マネジメントの強化という「チーム学校」構想のねらいと期待に込め得るものであるだろう。

しかしながら、これらは「チーム学校」構想が公表される以前からSSWが保持していた専門性であり、構想の誕生が新たな方策の創出や大きな変革をもたらしたとは言い難い。強いて言うならば、従来からSSWが行ってきた草の根的な活動が、文部科学省政令や学校教育施行規則の改正により法的に整備され、SSWの位置づけや職務内容が明確化された点は少なからず進歩ではあるだろう。

ただし、位置づけが明確にされたからと言って、構想を容易に具現化できるわけではない。前節で指摘した制度的課題、人的課題、組織文化的課題といった多面的な障壁が残存するように、学校・教師と多機関・多職種が連携協働するためには、打破しなければならない課題が山積していることは明らかである。

「チーム学校」構想のみならず、貧困対策における「学校プラットフォーム化」、いじめ問題における「いじめ防止等のための基本的な方針」、児童虐待における「児童虐待防止対策」など、多様な施策にSSWの参画が指名され、学校・教師との協働の必要性が迫られている。阻害要因と成り得る制度的、人的、組織文化的課題を解決するために、学校の一員と成り得るSSWの十分な人員配置、確立された人材養成とスーパーヴィジョン体制、管理職や教員研修を通じた学校・教師の理解促進など早急な対応が望まれる。また、“制度ありき”といったトップダウン方式では協働体制を築くことは困難である。教師と他の専門スタッフがそれぞれの専門性にまつ

わる理念や価値基準、方針や技術の相違を認め合いながら、協働という新たな形を見出していくプロセスを経ることで、個々の学校に応じた「チーム学校」の具体的方策や実践モデルを探索していく必要があるだろう。法・制度的な打開策に加え、学校組織の成員メンバー一人ひとりの意識変容による新たなチーム作りと支援体制の構築を通して、「チーム学校」構想の実現が果たされることを期待したい。

引用文献

- 1) 文部科学省：平成28年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（確定値）について
(http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/30/02/_icsFiles/afieldfile/2018/02/23/1401595_002_1.pdf) 最終アクセス2018/09/28
- 2) 厚生労働省：全国の児童相談所における児童虐待相談の対応件数及び虐待による死亡事例数の推移
(<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000198495.pdf>) 最終アクセス2018/09/28
- 3) 厚生労働省：平成28年国民生活基礎調査
(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa16/dl/03.pdf>) 最終アクセス2018/09/28
- 4) 国立教育政策所：OECD 国際教員指導環境調査（TALIS）2013年調査結果の要約
(http://www.nier.go.jp/kenkyukikaku/talis/imgs/talis2013_summary.pdf) 最終アクセス2018/09/28
- 5) 文部科学省：教員勤務実態調査報告書、2013 (http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2017/11/30/1297093_10.pdf) 最終アクセス2018/09/28
- 6) 文部科学省：チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）、中央教育審議会
(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/02/05/1365657_00.pdf) 最終アクセス2018/09/28
- 7) 加藤崇英：「チーム学校」まるわかりガイドブック（教職研修総合特集）、教育開発研究所、東京、2018
- 8) 鈴木庸裕：スクールソーシャルワーカーの学校理解—子ども福祉の発展を目指して—、ミネルヴァ書房、京都、2015
- 9) 山野則子：エビデンスに基づく効果的なスクールソーシャルワーク—現場で使える教育行政との協働プログラム、山野則子編、明石書店、東京、2015
- 10) 溝部ちづ子、梶田英之、財津伸子、酒井研作、齊藤正信：「チーム学校」に向けた今後の可能性と課題（I）関連答申と先行研究文献から、比治山大学・比治山大学短期大学部教職課程研究、4、21-31、2018
- 11) 文部科学省：新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）、中央教育審議会
(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/01/05/1365791_1.pdf) 最終アクセス2018/09/28
- 12) 稲川英嗣：コミュニティ・スクール制度の意義、鎌倉女子大学紀要、25、131-140、2018
- 13) 文部科学省：「コミュニティ・スクールの推進等に関する調査研究協力者会議」報告書、コミュニティ・スクールの推進等に

- 関する調査研究協力者会議、2014
(http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/___icsFiles/afield-file/2015/03/20/1356133_1_3.pdf) 最終アクセス2018/09/28
- 14) 文部科学省：これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～(答申)、中央教育審議会、2015
(http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/___icsFiles/afield-file/2016/01/13/1365896_01.pdf) 最終アクセス2018/09/28
- 15) 内田宏明：日本のスクールソーシャルワーク発展過程、山下英三郎、内田宏明、牧野晶哲編、新スクールソーシャルワーク論—子どもを中心にすえた理論と実践—、65-73、学苑社、55-74、東京、2012
- 16) 森成樹：スクールソーシャルワークをめぐる行政と民間の動向、山下英三郎、内田宏明、半羽利美佳編、スクールソーシャルワーク論—歴史・理論・実践—、51-60、学苑社、東京、2008
- 17) 山野則子・峯本耕治：スクールソーシャルワークの可能性—学校と福祉の協働・大阪からの発信、ミネルヴァ書房、京都、2007
- 18) 文部科学省：学校等における児童虐待防止に向けた取り組みについて、第3章第1節
(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06060513/001/019.htm) 最終アクセス2018/09/28
- 19) 宮野澄男、潮谷有二、奥村あすか、吉田麻衣：スクールソーシャルワーカーの法的整備に関する一考察—「チーム学校」における教員との連携・分担を多職種連携の立場から—、純心人文研究、24、83-104、2018
- 20) 山野則子：子ども家庭相談体制におけるスクールソーシャルワーク構築—教育行政とのコラボレーション—、ソーシャルワーク研究、32 (2)、113-119、2006
- 21) 門田光司：学校ソーシャルワークの支援方法を知る、門田光司、鈴木庸裕編、ハンドブック学校ソーシャルワーク演習 実践のための手引き、18-53、ミネルヴァ書房、京都、2010
- 22) 大塚美和子：スクールソーシャルワークの支援方法 ミクロレベル—集団援助— 学級崩壊、山下英三郎、内田宏明、牧野晶哲編、新スクールソーシャルワーク論—子どもを中心にすえた理論と実践—、147-154、学苑社、東京、2012
- 23) 鈴木庸裕：学校・教師・学習とスクールソーシャルワーク、山下英三郎、内田宏明、半羽利美佳編、スクールソーシャルワーク論—歴史・理論・実践—、129-142、学苑社、東京、2008
- 24) 西野緑：スクールソーシャルワークの支援方法 メゾレベル 学校内の支援ケース会議、山下英三郎、内田宏明、牧野晶哲編、新スクールソーシャルワーク論—子どもを中心にすえた理論と実践—、171-178、学苑社、東京、2012
- 25) 鈴木庸裕：学校が抱える課題を知る、門田光司、鈴木庸裕編、ハンドブック学校ソーシャルワーク演習 実践のための手引き、1-17、ミネルヴァ書房、京都、2010
- 26) 今村浩司・下田学：チームとしての学校の在り方からみるスクールソーシャルワーカーの役割、西南女学院大学紀要、21、95-106、2017
- 27) 高石啓人：スクールソーシャルワーカー法制化をめぐる課題と展望、早稲田大学大

学院文学研究科紀要、63、91-108、2018

- 28) 樋口修資：支援スタッフで学校は変わるのか 教員との協働に関する実態調査から、樋口修資、青木純一、坪田美欧子編、アドバンテージサーバー、東京、2018
- 29) 佐藤学：教師文化の構造—教育実践研究の立場から、稲垣忠彦、久富善之編、日本の教師文化、21-37、東京大学出版会、東京、1994
- 30) 保田直美：学校への新しい専門職の配置と教師役割、教育学研究、81 (1)、1-13、2014

